

## 青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例の概要

目的（第1条）安全に安心して暮らすことができる社会の形成に寄与すること

定義（第2条）犯罪のない安全・あんしんまちづくりとは、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備である。

基本理念（第3条） 自己防衛の意識の高揚  
地域社会の形成  
連携・協力

県の責務（第4条）

県民の責務（第5条）

事業者の責務（第6条）

推進体制の整備（第7条）

推進計画（第8条）

県民等の自主的な活動の促進（第9条）

学校等における児童等の安全の確保（第10条）

通学路等における安全の確保（第11条）

児童等の安全に関する教育及び学習の振興（第12条）

高齢者などの安全の確保（第13条）

観光旅行者の安全の確保（第14条）

犯罪の防止に配慮した住宅（第15条）

犯罪の防止に配慮した道路等（第16条）

犯罪の防止に配慮した店舗（第17条）

盗難の防止に配慮した自動車等の普及（第18条）

盗難の防止に配慮した自動販売機の普及（第19条）

防犯責任者の設置（第20条）

安全・安心まちづくり旬間（第21条）

啓発（第22条）

市町村への支援（第23条）

財政上の措置（第24条）

附則